

# 平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.2

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区分               | 質問内容   | 回答  |
|-----|--------|-------|------------------|--|---|
| 1   | 共通     | その他   | 事故報告             | 事故報告が必要な誤薬の範囲について、利用者本人に起因する誤薬についても報告が必要ですか。   | <p>事業所が服薬管理せず、利用者が自己管理している場合は報告の必要はありません。</p> <p>また、事業所が服薬管理している場合であっても、「気分が悪いからと飲んでくれなかった」、「服用拒否された」など、やむを得ない事情から与薬することができなかった場合は、報告の必要はありません。ただし、支援経過等に経緯等を記録することが必要となります。</p> <p>それ以外で、「間違っ飲んでしまった」、「飲み忘れた」、「飲んでいない薬があった」、「朝飲む薬を昼に飲んだ」、「相互作用で禁忌の飲食物と服用した」場合などについては、報告が必要となります。</p> |
| 2   | 居宅介護支援 | 基準    | 資格               | 居宅介護支援事業所の管理者について、主任ケアマネの資格取得が要件とされ、3年間の経過措置が設けられましたが、主任ケアマネの資格取得の際には、変更届及び介護支援専門員一覧の提出は必要ですか。                     | <p>資格取得に際しての提出は不要であり、経過措置期間終了時に要件を満たしているかを確認することを考えております。</p> <p>また、確認方法や時期等については、別途ホームページ等でお知らせします。</p>  |
| 3   | 居宅介護支援 | 基準    | 公正中立なケアマネジメントの確保 | 契約時において、利用者や家族に対し、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることが可能である等を説明することが義務付けられますが、平成30年4月以前に契約している利用者に対しても必要ですか。 | <p>平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランを見直す時に説明を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>【平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(Vol.1)(平成30年3月22日)問131】</p>   |

# 平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.2

| No. | サービス種別                | 報酬・基準 | 区分              | 質問内容   | 回答  |
|-----|-----------------------|-------|-----------------|--|---|
| 4   | 居宅介護支援                | 基準    | 平時からの医療機関との連携促進 | 利用者が医療系サービスを希望した場合、意見を求めた医師に対してケアプランを交付することが義務付けられますが、平成30年4月以降に新たに医療系サービスを利用する場合に交付することによろしいですか。  | 医療系サービスを利用する時期ではなく、ケアプランを作成する時期での判断となります。<br>平成30年4月以降に作成するケアプランで、医師に意見を求めた場合は、交付することが必要となります。  |
| 5   | 居宅介護支援<br>(通所介護、通所リハ) | 基準    | 居宅サービス計画        | 制度改定の影響から、通所介護事業所の都合で、サービス提供時間が9:45から16:00を9:15から16:15に変更したいとの話がありました。<br>サービス提供時間が増えることについて利用者は望んでおらず、必要性も乏しいと考えますが、利用者がその通所介護事業所に通い続けたいと考え、社会交流やリハビリ機会の確保の点でも必要性は十分に考えられると判断した場合、担当者会議は必要となりますか。あるいは軽微な変更として取り扱うことは可能であるか。 | 制度改定においてサービス提供時間の変更を直接指示するものではなく、制度改定において本件に関する例外規定はないため、軽微な変更として取り扱うことはできません。<br>本件は事業所の判断でサービス提供時間を変更したものであり、通常通りの処理となります。<br>厚生労働省のQ&Aにおいても、居宅サービス計画を変更する必要が生じた場合は、通常の変更と同様のプロセスが必要であるとされています。<br><br>【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月22日)問141】   |
| 6   | 居宅介護支援                | 報酬    | 特定事業所加算         | 特定事業所加算の算定要件の「地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」について、参加頻度や参加人数等について要件はありますか。   | 参加頻度や参加人数等について要件はありませんが、「特定事業所加算を算定する事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。」とされていることから、事例検討会等の取組を自ら率先して実施してください。<br><br>【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)】 |

# 平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.2

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区分      | 質問内容   | 回答   |
|-----|--------|-------|---------|--|--|
| 7   | 居宅介護支援 | 報酬    | 特定事業所加算 | 特定事業所加算の算定要件の「他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること」について、参加頻度や参加人数等について要件はありますか。   | 参加頻度や参加人数等について要件はありません。  |
| 8   | 居宅介護支援 | 報酬    | 特定事業所加算 | 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月22日)問137において、「ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要である。」とされていますが、「参画」とは(単なる)研修会への参加も含まれますか。あるいは、企画段階から参加することで対象となるのですか。<br>また、それを証明する書類を主催者から発行する必要はあるのですか。 | 「特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。」とされていることから、事例検討会等の取組において他の参画者を牽引する立場が求められており、研修会に出席するのみでは、加算の要件を満たしているとはいえません。<br>また、事例検討会への参加の証明を主催者から発行する必要はなく、参加した結果として、報告書、資料等を事業所で保管することで足りうと考えております。<br><br>【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月22日)問137】<br><br>【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)】 |
| 9   | 通所介護   | 報酬    | 報酬      | 12人以下の小規模事業所ですが、今回の基本報酬は変更されるのですか。   | 地域密着型事業所においても、基本報酬は変更されます。<br><br>【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示】   |

# 平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.2

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区分         | 質問内容  | 回答  |
|-----|--------|-------|------------|---|---|
| 10  | 通所介護   | 基準    | サービス提供時間   | サービス提供時間が7～9時間から、7～8時間に変更となりますが、重要事項説明書の変更届の提出が必要となりますか。  | 重要事項説明書の変更は、市への届出が必要な事項ではありません。<br>運営規程の変更は、市への届出が必要となります。  |
| 11  | 通所介護   | 報酬    | サービスコード    | 通所介護の要介護者のサービスコードは変更になりますか。   | 報酬改定に伴い、サービスコードも変更になります。<br>WAM NET等で御確認ください。   |
| 12  | 通所介護   | 報酬    | 生活機能向上連携加算 | 生活機能向上連携加算について、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設と連携する場合でも算定できますか。<br>また、建物が同じ場合も算定できますか。 | いずれの場合も算定出来ます。  |
| 13  | 通所介護   | 報酬    | 生活機能向上連携加算 | 生活機能向上連携加算について、訪問リハビリテーションの機能訓練指導員が、午前中は通所介護事業所で勤務、午後は訪問リハビリテーションの勤務の場合も算定できますか。                                      | 生活機能向上連携加算に係る業務については、属人的な契約ではなく、通所介護事業所と、訪問リハビリテーション事業等との委託契約により成立するものであるため、質問の場合においても、加算要件を満たしていれば算定出来ます。<br><br>【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月22日)問35】 |

# 平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.2

| No. | サービス種別   | 報酬・基準 | 区分        | 質問内容   | 回答   |
|-----|----------|-------|-----------|--|--|
| 14  | 短期入所生活介護 | 報酬    | 看護体制加算    | ショートステイの看護体制加算Ⅲ及びⅣについて、前3月間の利用者の総数及び要介護3以上の利用者数は、日ごとの延べ人数によるものか又は、実人数によるものか教えてください。          | <p>実人数、延人数のどちらかで要件を満たしていれば、算定出来ます。</p> <p>【平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(Vol.1)(平成30年3月22日)問42】</p>  |
| 15  | 訪問介護     | 報酬    | 集合住宅に係る減算 | <p>事業所と別の敷地内であり、隣接もしていないサ高住です。</p> <p>1棟20名のサ高住が3棟隣接している場合は、利用者数1か月当たり50人以上の減算になるのでしょうか。</p> | <p>指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に50人以上居住する建物の定義として、同一敷地内建物等に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問介護事業所の利用者が50人以上居住する場合に該当するものです。</p> <p>このため、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者を合算するものではありません。</p> |
| 16  | 訪問介護     | 報酬    | 集合住宅に係る減算 | 減算を受けているものの区分限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとあるが、この減算前の単位数には特定事業所加算分が含まれている単位数ですか。               | <p>同一敷地内建物等に居住する利用者の減算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に加算の割合を乗じて、当該減算の単位数を算定するため、特定事業所加算分が含まれた単位数となります。</p> <p>【平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(Vol.1)(平成30年3月22日)問2】</p>                          |

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.2

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区分                     | 質問内容   | 回答   |
|-----|--------|-------|------------------------|--|--|
| 17  | 訪問介護   | 基準    | 訪問回数の多い利用者への対応         | 訪問回数(生活援助)が多い方だけが該当するという解釈でよいのですか。週1～2回の訪問も多いということになりますか。<br>また、これらは4月に開示されるのですか。  | 届出に関する具体的な対象等については、4月に国が定める予定となっています。  |
| 18  | 訪問介護   | 基準    | サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化 | 訪問介護の現場で利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化するとありますが、既に担当ケアマネに薬の変更や服薬時間帯の変更があった場合に報告していますが、それだけでは不足ですか。  | 必要な情報の内容については、利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられますが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとします。<br>なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業所等と調整しておくことが望ましいと考えます。   |
| 19  | 訪問介護   | 基準    | サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化 | サービス提供責任者は、提供時間を記録するとともに、著しくケアプラン上の標準時間と乖離している場合には、ケアマネに連絡し、ケアマネは必要に応じてプランの見直しをすることを明確化するとありますが、訪問介護計画において提供時間が10:00～10:59となっている場合、実際に提供した時間の10:00～10:55等を記録するという解釈でよいのですか。<br>また、サービス提供記録に訪問した職員が時間を記入して、サービス提供責任者に報告するというのでよいのですか。 | 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、実際に行ったサービス提供時間を記録させるとともに、当該サービスの提供時間が訪問介護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間に比べて著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者は介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行うことが必要となります。<br>このため、サービス提供記録には、訪問した職員が実際にサービス提供を行った時間を記入し、サービス提供責任者に報告することとなります。 |

# 平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.2

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区分        | 質問内容  | 回答  |
|-----|--------|-------|-----------|---|---|
| 20  | 訪問介護   | 報酬    | 集合住宅に係る減算 | 同一建物等減算について、減算を受ける者の区分支給限度基準額の計算方法について  | <p>同一敷地内建物等に居住する利用者の減算を算定する場合には、対象となる単位数の合計に加算の割合を乗じて、当該減算の単位数を算定することとなります。</p> <p>(例)<br/>訪問介護(身体介護中心30分以上1時間未満で394単位、月に6回提供した場合)<br/>・事業所と同一の建物に居住する利用者サービスを行う場合、所定単位数の90%を減算<br/>・減算前の単位数<br/>394単位×6回=2,364単位<br/>・減算後の単位数<br/>2,364単位×減算率0.9=2,127.6単位→2,128単位</p> <p>【平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(Vol.1)(平成30年3月22日)問2】</p> |
| 21  | 福祉用具貸与 | 基準    | 福祉用具貸与計画書 | 介護支援専門員に対する福祉用具貸与計画書交付の義務は、法令上、平成30年4月以降の発生要件に対して、計画書交付の義務が生じるのですか。                   | 平成30年4月1日の施行日以降の発生要件に対して、福祉用具貸与計画書交付の義務が生じます。   |
| 22  | 福祉用具貸与 | 基準    | 福祉用具貸与計画書 | 平成28年3月15日に実施した集団指導において、福祉用具専門相談員は福祉用具貸与計画書に変更があるときに計画書を作成することとされているが、指導内容に変更はありませんか。 | 個別サービス計画は、ケアプランの期間毎にあわせて必ず作成しなければならないものでなく、変更の必要があるときに作成することとされています。  |